

手続きチェックシート

その他

Ver.202508

事前予約で待たずに手続きを開始できます！
ぜひご予約ください。



- ①WEBで日時を予約
- ②市役所でチェックイン
- ③呼出しで手続き開始

窓口予約をご利用ください

窓口予約(来庁日時の指定)ができる手続き

- ・ 引越し
 - ・ 転入、転出、転居
- ・ 住民票の手続き
 - ・ 世帯分離、世帯合併など
- ・ 住民票、戸籍、印鑑登録の証書の発行
- ・ 一部税証明の発行
 - ・ 課税(所得証明)の発行
- ・ 印鑑登録の手続き
- ・ パスポートの手続き
- ・ マイナンバーカード関係の手続き
- ・ 仮ナンバーの手続き

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

税・社会保障関係の手続きでは、マイ
ナンバーカード等の提示が必要となり
ます

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>



そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・各種健康保険証(有効期限内)
- ・健康保険資格確認書
- ・年金手帳(証書)・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をいたします
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



裾野市役所 〒410-1192 裾野市佐野1059番地

開庁時間 8時30分 ~ 17時15分

(土曜・日曜・祝日、年末年始[12/29~1/3]の開庁日はお休みです)

手続きチェックシートの使い方

必要な手続きの確認や、手続きに必要なものの確認にご利用ください。
転入手続きを希望する場合は、上部の二次元コードから手続きの来庁日時を予約してください。

発券機の使い方

チェックシートに記載の個別の手続きをされる場合には、
予約不要です。市役所の総合案内に設置している発券機で発
券してお手続きをお願いします。

<例:マイナンバーカードの手続きの場合>



住所 戸籍	下記にあてはまる方は世帯にいますか?	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機の手操作
④	マイナンバーカードまたは住民基本台 帳カードのいずれかをお持ちの方	住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課	④ 1).
	申請したマイナンバーカードを受け 取っていない方	カードが出来る上りしたら、 新住所までお知らせします。 ※新住所を通知します。 ※新住所のみ記載したカードを ご希望の場合は再申請が必要ですが(有料)	※再申請を希望する場合は 受付窓口でご相談ください			④ 2).
	印鑑登録が必要な方	住所は自動的に変更になります				④ 3).



手続きチェックシート **その他**

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機のご操作
住所 戸籍	住所が変わる方	・住所変更 (転入・転出・転居)			市民課 支所OK	②
	姓が変わる方で、マイナンバーカード または住民基本台帳カードのいずれか をお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課	④ 1).
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登 録している方	自動的に登録廃止になります				① 2). [1]
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など資格 確認書の記載に変更がある方	国保資格確認書等の変更 ※マイナ保険証をお持ちの方は、変更が ない場合があります。	変更前の国保資格確認書等		国保年金課	⑤ 3).
	姓が変わる方、または世帯構成に変更 がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用、標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など			⑤ 4).
	姓が変わる方で、75歳以上の方または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入 している方	資格確認書等の変更	・変更前の資格確認書			⑤ 6).
	年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出				
こども	児童手当を受給している方(0歳~高校 生)	児童手当の変更 ※受給者が公務員の場合は、 勤務先に相談してください	※受付窓口でご相談ください		子育て支援課 (児童給付係)	⑥ 1).
	乳幼児・子ども医療費受給者証をお持 ちの方(0歳~高校生)	乳幼児・子ども医療費受給者証の 変更	※受付窓口でご相談ください			
	幼稚園・保育園・子ども園に入園して いるお子さんがいる方	住所・氏名変更など	・マイナンバーが確認できる書類(請求者・ 配偶者) ・通帳・キャッシュカード(請求者) ※公金受取口座の場合は通帳等不要		幼稚園・保育園課	⑥ 2).
	小学校・中学校に入学している お子さんがいる方	住所・氏名変更など	・健康保険の資格がわかるもの(扶養 者) ・マイナンバーが確認できる書類(子)		学校教育課	⑥ 3).
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の変更	※受付窓口でご相談ください		子育て支援課 (児童給付係)	⑥ 1).
		ひとり親家庭等医療費助成の 変更	※受付窓口でご相談ください			
		就学援助の再申請 ※世帯構成が変わると再申請が必要です	※該当の小中学校でご相談ください		教育総務課	⑥ 3).
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください		総合福祉課	⑥ 8).
重度障害者(児)の医療費助成受給資格 をお持ちの方	重度障害者(児)医療費助成 受給者資格の変更	・重度障害者(児)医療費助成受給者証 ・健康保険の資格がわかるもの ※認印が必要な場合があります				
高 齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの 方(65歳以上または要介護認定を受けている 方)	介護保険証の氏名変更 (保険証は後日郵送)	介護保険証		介護保険課	⑤ 5).
障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ち の方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証など		総合福祉課	⑤ 8).
	重度障害者(児)の医療費助成受給資格 をお持ちの方	重度障害者(児)医療費助成 受給者資格の変更	・重度障害者(児)医療費助成受給者証 ・健康保険の資格がわかるもの ※認印が必要な場合があります			

手続きチェックシート **その他**

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機の操作
税・料 金 上下水道の使用者名義が変わる方 税の口座を変更する方	使用名義変更	お電話で手続きできます		水道料金お客さまセンター 055-995-1831	⑦ 4).
	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印		税務課	⑤ 1).
その他 戸別受信機（広報無線機）の使用者が変わる方、返却したい方 市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	返却 または 住所・名義変更手続き	返却の場合、戸別受信機(本体・コード)		危機管理課 22番窓口	⑦ 2).
	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要です。担当課でご相談ください		都市計画課 建築住宅係	市役所 直接窓口へ 2階